

令 8 畜産振興第 215 号
令和 8 年 (2026 年) 6 月 8 日

山口県農業協同組合中央会長
山口県農業協同組合代表理事理事長
山口県農業共済組合長
一般社団法人山口県配合飼料価格安定基金協会会長
公益社団法人山口県畜産振興協会会長理事 様
山口県動物薬品器材協会会長
公益社団法人山口県獣医師会長
山口県養豚協会会長

山口県農林水産部長

野生イノシシの豚熱感染の広域拡大防止対策等について (依頼)

このことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課から別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、改めて農場に対する飼養衛生管理基準遵守の再徹底について御協力をよろしくお願いいたします。

畜産振興課 衛生・飼料班

衛生グループ

担当: 鳴重

TEL 083-933-3434

FAX 083-933-3449

各都道府県家畜衛生・野生イノシシ対策担当部長（別記参照） 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

野生イノシシの豚熱感染の広域拡大防止対策等について（依頼）

日頃から家畜衛生対策の推進について御協力賜り、感謝申し上げます。

既に御連絡しておりますとおり、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案が本年5月15日付けで成立し、同19日付けで、豚熱の疑似患畜のと殺義務の対象範囲の変更に係る規定が施行されたところです。このことにより、豚熱発生農場における選択的殺処分が導入されました。

他方、野生イノシシにおける豚熱感染につきましては、各都道府県で対策に御尽力いただいているところではあるものの、北海道や沖縄県などの一部地域を除く全国各地で感染事例が確認されるとともに、本年4月宮崎県において、野生イノシシでの豚熱感染事例が多数確認されているエリアにおいて県内初となる飼養豚での豚熱発生が確認されるなど、依然として、感染イノシシが飼養豚への豚熱感染リスクとなっている状況です。

選択的殺処分の導入によって豚熱発生リスク自体が変化するわけではないことから、農場における発生防止には引き続き取り組んでいく必要があります。適時適切なワクチン接種や飼養衛生管理基準遵守の再徹底とともに、サーベイランス・捕獲の強化、経口ワクチン散布、情報発信といった、野生イノシシにおける豚熱対策についても今後も継続いただきますよう、改めてお願いいたします。

また、野生イノシシ間での伝播は、主に感染イノシシの周辺のイノシシが感染することで起こると考えられますが、稀に比較的離れた地域へも拡がることもあり、今年に入ってからそのような事例が複数確認されています。ウイルスの長距離伝播は、イノシシの移動やイノシシ間の接触等による感染のみによって起こる可能性は低いと考えられるため、豚熱ウイルスが何らかの人の活動を介して遠隔地に持ち込まれた可能性が高いと推定されます。春から夏にかけては、登山等のアウトドア活動が盛んになる季節であり、山林において活動する人が増えることから、人や物を介したウイルスの長距離伝播が起こる可能性が高くなります。つきましては、感染拡大を防止するため、下記の内容について、改めて関係各所に周知徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 豚熱感染拡大防止対策の周知徹底について

- (1) 登山者、キャンパーなど、山林内で活動・作業する者だけでなく、広く都道府県民全体に向けて、農林水産省のホームページ上で公表しているチラシ（別添1）や令和7年度「家畜衛生ポスターデザインコンテスト」受賞作品（令和7年度「家畜衛生ポスターデザインコンテスト」の結果について：農林水産省）を活用すること等により、豚熱の感染拡大・まん延防止対策を周知・徹底する。
- (2) サーベイランスや経口ワクチン散布を含む対策の実施状況を、都道府県だけでなく市町村等からも広く情報発信し、対策の重要性、必要性の認知度向上に努める。

2 狩猟・捕獲等に当たっての豚熱対策の再徹底について

狩猟者に対して、別添2の資料等を活用し、狩猟・捕獲等（以下「捕獲等」とする）の実施に当たり、捕獲・狩猟した野生イノシシ及びその残さ、それらと接触した物品等を持ち帰り、放置しない等の衛生対策を実施することについて改めて周知し、捕獲等による感染拡大リスクの低減に努める。

3 近隣で野生イノシシの感染率の上昇がみられる地域等の農場に対する飼養衛生管理基準遵守の再徹底

野生イノシシにおけるサーベイランスの結果を踏まえ、特に野生イノシシでの豚熱感染率の上昇がみられる地域やその周辺地域の養豚場に対して以下の事項を徹底する。

- (1) 豚等の所有者、飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養豚群の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状のほか、通常と異なる死亡の増加等を認めた場合には、速やかに家畜保健衛生所へ連絡すること。
- (2) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者は、農場における飼養衛生管理を再点検し、特に以下の点について、従業員や農場を訪問する事業者等も含めて徹底すること。
 - ① 家畜の飼養管理に必要な人、車両等の農場への出入りの制限
 - ② 農場へ出入りする必要がある場合には、衣服及び長靴の交換、手指消毒、車両及び物品の消毒等の衛生管理
 - ③ 野生動物の侵入防止対策の実施状況を定期的に点検し、不備があれば速やかに改善すること
- (3) ワクチン接種のみで豚熱の感染を防止することが困難であることを十分に認識し、飼養衛生管理を徹底した上で、適時・適切にワクチン接種を行うこと。
- (4) 万が一の発生に備えた埋却地等を確保し、その実効性を改めて点検すること。
- (5) 防護柵外周の除草等により、野生イノシシの衛生管理区域への接近を防ぐこと。

(問い合わせ先)

1及び2について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
野生動物対策班

担 当：高木、新井

電 話：03-6744-2106

3について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
防疫指導班

担 当：小佐々、小川

電 話：03-3502-8292

大分県家畜衛生・野生イノシシ対策担当部長
宮崎県家畜衛生・野生イノシシ対策担当部長
鹿児島県家畜衛生・野生イノシシ対策担当部長
沖縄県家畜衛生・野生イノシシ対策担当部長

豚熱ウイルスの拡散防止にご協力をお願いします！

STOP! 豚熱

豚熱ってどんな病気？

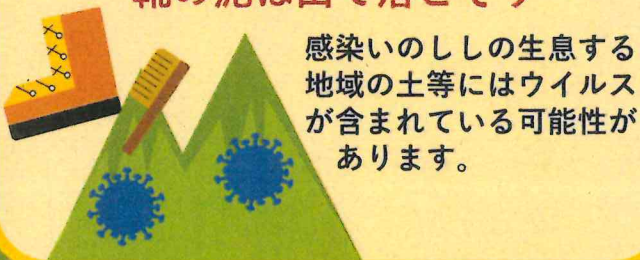
豚熱はウイルスによる豚・いのししの病気で、人へは感染しません。豚熱は感染力が高いため、養豚農場で豚熱の感染が確認された場合、他の養豚農場への拡散を防ぐため、発生農場の豚を処分することが家畜伝染病予防法で規定されています。

養豚農場の豚への感染を防ぐためには野生いのししと豚との接点を断つとともに、野生いのししにおける豚熱ウイルスの拡散防止が重要です。

豚熱対策には山へ入る皆様のご協力が必要不可欠です！

対策①

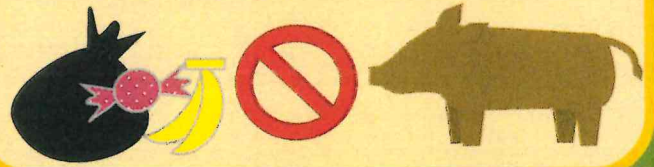
靴の泥は山で落とそう



対策②

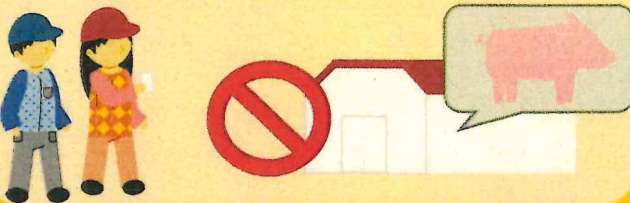
ゴミは持ち帰りましょう

ゴミによりいのししが誘引され、ウイルス拡散リスクが上がります。



対策③

家畜がいる施設には近づかないようにしましょう



対策④

いのししの死体を見つけたら管轄の自治体に連絡しよう

感染した野生いのししの死体は感染源となります。



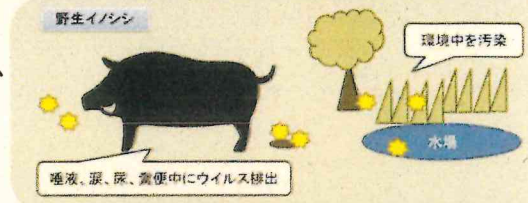
豚熱対策にご協力をお願いします。

～豚熱対策のお願い～

- ・イノシシで豚熱（旧称：豚コレラ）が発生すると、**地域の畜産業・狩猟へ大きな影響**があります。
- ・イノシシで豚熱の感染が「ない地域では**清浄性維持**」・「ある地域では**早期の清浄化**」のために！
- ・皆さん一人一人の、洗浄・消毒対応等の協力が重要です！！

ウイルスがいる場所

- **豚熱感染イノシシが確認された地域は特に注意が必要です。**
- 感染したイノシシは糞便中などにウイルスを排出し、環境中(土壌、植物など)を汚染します。
- 環境中にウイルスがいる山に入ると、靴、車両のタイヤ、猟具等に付着して豚熱ウイルスを拡散させるおそれがあります。



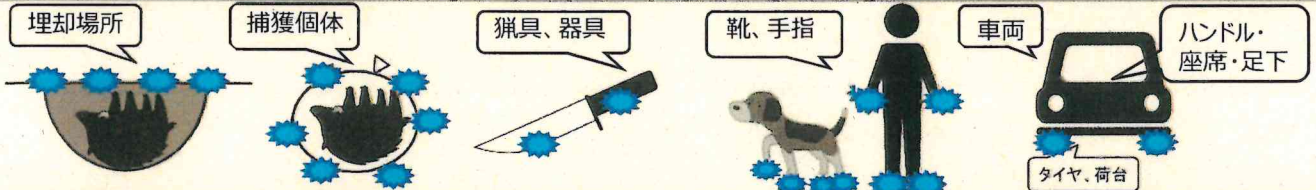
感染を広げないために必要な行動

いつ、何をすればいいの？

- 捕獲作業実施後、大きく移動する際に「**洗浄**」・「**消毒**」を実施。
(具体的には、別の山へ移動するとき、山を降りるとき、移動途中でコンビニなどに立ち寄るときなど。)
- 自家消費用の解体時には、**使い捨て手袋、衛生的な着衣** (レインコート、防護服等) を使用。※レインコートは使い捨て又は洗浄・消毒。
- 解体後の内臓等は、**放置せず二重に袋につみ衛生的に処理**するか、やむを得ない場合は消毒等を適切に行い、公衆衛生の確保等に十分に配慮した上で適切に埋置する。
- 豚熱感染確認区域から、自家消費用を含む肉等を持ち出さない。
※「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に従ってジビエ利用する場合は除く。
- 自宅に帰ってから特に念入りに「**洗浄**」・「**消毒**」を実施。次の猟場等にウイルスを持ち込まない。



消毒のポイント (場所、ものなど)



洗浄・消毒の方法

●靴の裏、タイヤ周り

→ブラシ・水などで土などの汚れを落とし、消毒する。

ウイルスは肉や血液だけではなく、糞尿、唾液等が混じっている土などにも含まれている可能性があります。靴裏やタイヤの溝の土などをブラシ等を使いながら逆性石けん液などで洗い流し、確実に洗浄・消毒します。

●器具 (ナイフなど)

→ブラシ・水などで血液などの汚れを落とし、消毒する。

●消毒方法

→アルコールスプレーや逆性石けん液等を噴霧器、じょうろ等でかけて行います。

手指や衣服、猟具・ナイフなどで消毒薬のニオイや薬の残存が気になる場合はアルコールで。

※消毒薬は、薬局・ドラッグストア等で販売されています。



※事業等で、高リスクな場所を複数訪問する場合等での衛生対策は自治体担当部局の指示に従ってください。

※死亡イノシシ発見時は、接触を避け、自治体で検査等を行う可能性があることから、各自治体へ連絡してください。

写

8 消安第 1318 号
令和 8 年 5 月 28 日

一般社団法人 大日本猟友会会長
佐々木 洋平 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

狩猟・捕獲等に当たっての豚熱対策の再徹底について（依頼）

日頃から家畜衛生対策の推進について御協力賜り、感謝申し上げます。

今般、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案が本年 5 月 15 日付けで成立し、同 19 日付けで、豚熱の疑似患畜のと殺義務の対象範囲の変更に係る規定が施行されるとともに、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針についても一部変更されたところです。このことにより、豚熱発生農場における選択的殺処分が導入され、ワクチン接種から一定期間が経過しており、豚熱感染を疑う症状が認められない豚については、免疫が成立していると考えられ、殺処分の対象から除外されることとなりました。

他方、野生イノシシにおける豚熱感染につきましては、貴会会員の皆様のお力もお借りしつつ各都道府県で対策に取り組んでいるところではあるものの、北海道や沖縄県などの一部地域を除く全国各地で感染地事例が確認されるとともに、本年 4 月宮崎県において、野生イノシシでの豚熱感染事例が多数確認されているエリアにおいて県内初となる飼養豚での豚熱発生が確認されるなど、依然として、感染イノシシが飼養豚への豚熱感染リスクとなっている状況です。

選択的殺処分の導入によって豚熱発生リスク自体が変化するわけではないことから、農場における発生防止には引き続き取り組んでいく必要があります。適時適切なワクチン接種や飼養衛生管理基準遵守の再徹底とともに、サーベイランス・捕獲の強化、経口ワクチン散布、情報発信といった、野生イノシシにおける豚熱対策の継続を改めて依頼するため、別紙のとおり各都道府県に対し通知を行いました。また、通知においては、人や物を介したウイルスの長距離伝播を防止するための対策についての周知徹底も併せて依頼しております。

貴会におかれましては、野生イノシシにおける豚熱対策として、サーベイランスや捕獲の強化、経口ワクチン散布に御協力いただくとともに、狩猟・捕獲等に当たっての豚熱対策の徹底についてもかねてより御尽力いただいているところですが、所属会員に改めて周知いただくとともに、各都道府県からの協力の要請があった場合には、引き続きの御高配をお願い申し上げます。